

## 『はとバスグループ鳩友会』会則 (改定案)

### (名称)

第1条 この会は、「はとバスグループ鳩友会」と称する。(以下本会とする)

### (目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と福祉の向上をはかり、あわせて(株)はとバス及びグループ各社の事業の発展に寄与することを目的とする。  
(グループ各社とは、(株)シーライン東京、(株)はとバスエージェンシー、旧はとバス興業(株)をいう)

### (会務)

第3条 本会は第2条に定める目的を達成するため、次の事項に関する会務を行う。  
(1) 会員相互の親睦や情報の交換に関すること。  
(2) (株)はとバス及びグループ各社の事業の発展や営業活動等の協力に関すること。  
(3) 鳩友会通信等の発行に関すること。  
(4) その他各号に関連して必要な事項。

### (会員資格)

第4条 本会は、本会の目的に賛同し、年会費を納入する次の者によって構成する。  
はとバス及びはとバスグループ関連会社を退任、退職した者。  
※ 全職種を対象とし、在籍期間及び嘱託社員、契約社員、アルバイト等の契約形態は問わない。

### (入会手続)

第5条 本会に入会する場合は、別に定める「はとバスグループ鳩友会入会申込書」を「年会費」と共に提出するものとする。

### (会費)

第6条 (1) 会費は会員1人年額 1,500円とする。  
(2) 新規会員の場合、入会申込書と年会費をともに提出する。  
(3) 更新会員の場合、所定の期日までに年会費を指定口座に振り込むものとする。  
但し、振込手数料は会員負担とする。

### (会員証)

第7条 本会に入会した者には、会員証を交付し、会員証の有効期限は無期限とする。  
尚、再発行時には再発行手数料1,000円を別途負担する。  
また、退会時には会員証を返納すること。

### (役員・顧問)

第8条 本会を運営するに当たり前条に定める会員より、下記役員を総会において選出する。  
役員の任期は2年とし、再任を妨げない。  
役員に欠員を生じた場合には、これを補充する。この場合の任期は前任者の残存期間とする。但し、運営に重大な支障がないときは次期総会までその補充を延期することができる。

|          |                      |
|----------|----------------------|
| 世話人会代表   | 1名                   |
| 世話人会副代表  | 3名                   |
| 世話人      | 12名                  |
| 世話人会会計担当 | 2名                   |
| 世話人会監事担当 | 3名                   |
| 顧問       | (株)はとバス 経営本部長、及び総務部長 |

### (相談役)

第9条 本会の運営上における諸問題や重要事項等について助言を行う他、必要に応じて世話人会等にも出席する。相談役は世話人会の推薦により若干名を任命することができることとする。任期は定めない。

### (役員とその職責)

第10条 (1) 世話人会代表はこの会を代表し、事業を統括する。  
(2) 世話人会副代表は、世話人会代表を補佐し世話人会代表に事故ある時は、職務を代行する。  
(3) 世話人は、議案の審議と決議を行うと共に事務局の業務を執行する。  
(4) 世話人会会計担当は、事務局の業務の他、会費他の出納に関し収支報告書を作成する。  
(5) 世話人会監事担当は、会計並びに事業執行状況を監査する。